

無料相談受付中

# 事業承継相談



まさか、うちの会社が…。

もっと早く準備すればよかった…。

そうなる前に、一度ご相談ください。

事業承継は、準備をはじめてから5年、10年かかると言われています。国でも、事業承継税制(特例措置)の創設など支援の拡充を図っていますが、相続税、贈与税の納税猶予等の適用を受けるには、令和6年3月までに「特例承継計画」を県に提出し、確認を受けることが必要です。下関商工会議所では、専門家や関係機関と連携して様々なご相談を付けています。まずは、お気軽にご相談ください。



## こんなお悩みありませんか？

- いつかはと思っているが、何から始めたらよいかわからない
- 後継者候補が、どう考えているのか聞きにくい
- 事業をこのまま続けて良いか迷っている
- 世代交代を機に、新しいことに挑戦したい
- 贈与税や相続税が心配。事業承継税制(特例措置)について聞いてみたい 等

**相談時間** 8時30分～17時15分(土日祝日除く)※1回の相談時間は、2時間以内です。

**相談場所** 下関商工会議所(下関市南部町21-19 2F)  
※訪問、オンライン等のご希望がありましたらご相談ください。

**対象** 下関市内で事業承継を考えておられる事業主

**申込方法** 申込書に必要事項を記入の上、FAXまたはメールでお送りください。相談日時等、調整させていただきます。

**事前予約制**

**実施期間** 令和4年3月上旬まで

《お問い合わせ先》

下関商工会議所 中小企業振興部(担当:森本)

〒750-8513 下関市南部町21-19 TEL(083)222-3333 FAX(083)222-4094

E-mail: start@shimonoseki.cci.or.jp

# 事業承継相談申込書

相談申込書を  
ファックス

下関商工会議所  
からのご連絡

相談日の  
調整

送信先▶FAX:083-222-4094

フリガナ 事業所名			フリガナ 代表者名 (役職)	年齢  歳
フリガナ 相談者名 (役職)		年齢  歳	業種	
所在地	(〒 ー )			
①固定電話			②携帯電話	
③メールアドレス				
希望連絡方法	本所からのご希望の連絡方法を以下の□にチェックしてください。 <input type="checkbox"/> ①固定電話へのご連絡 <input type="checkbox"/> ②携帯電話へのご連絡 <input type="checkbox"/> ③メールでのご連絡			
事業内容 (主なサービス 製品概要等)				
ご相談内容	区分	第三者承継 <input type="checkbox"/> 相手先あり <input type="checkbox"/> 譲渡希望 <input type="checkbox"/> 従業員承継 <input type="checkbox"/> 親族内承継 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 相手先なし <input type="checkbox"/> 譲受希望		
	内容	具体的な相談内容についてご記入ください。		

※ご記入いただいた情報、相談内容は秘密情報として厳重に管理いたします。(秘密厳守)  
 なお、必要に応じて外部専門家(弁護士・公認会計士等)および国・県関連機関等と情報共有する場合があります。

## 下関商工会議所

〒750-8513 下関市南部町21-19 TEL(083)222-3333 FAX(083)222-4094  
 E-mail : start@shimonoseki.cci.or.jp